

## 住民税非課税世帯などに10万円を支給します

問 みやま市臨時特別給付金事務室 コールセンター (Tel63-3900)

市ホームページ



新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した人が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯などに臨時特別給付金を支給します。

■【①住民税非課税世帯】  
**支給対象**  
 令和3年12月10日時点で、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税の世帯

■申請方法  
 対象世帯には、2月24日から順次確認書を発送しています。必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送ください。

■提出期限 5月23日(月)



▶対象世帯にはこの封筒で確認書を発送しています

■【②家計急変世帯】  
**支給対象**  
 「①住民税非課税世帯」に該当しない世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、令和3年1月以降の世帯全員のそれぞれの年収見込額が住民税非課税相当水準以下となった世帯

■判定方法  
 ▼年間収入見込額(令和3年1月以降任意の1カ月×12)が非課税相当収入限度額以下であること。または年間所得見込額が限度額以下であること(下表参照)

▼収入の種類は給与収入、事業収入、不動産収入、公的年金収入です(遺族・障害年金など非課税のものは除く)

■申請方法  
 申請書、その他必要書類を給付金事務室(市役所本庁3階第5会議室)に持参または郵送。持参する場合は事前予約をお願いします

▼郵送先 〒835-18601 みやま市瀬高町小川5番地

■申請に必要なもの  
 ▼申請書

▼簡易な収入(所得)見込額の申立書  
 ▼令和3年中の収入の見込み額「または」任意の1カ月の収入「の状況が分かる書類の写し」

▼世帯主の本人確認書類  
 ▼世帯主名義の口座番号が分かる書類の写し

※申請書と申立書は市ホームページ、給付金事務室、あたご苑、げんきかんで配布。郵送も可能です(要電話申し込み)。

■提出期限 9月30日(金)

■【共通事項】  
**支給額** 1世帯当たり10万円(1世帯1回限り)

■支給日 令和4年3月中旬から支給開始予定

※受付から支給まで1カ月程度かかります。

※受付当初は申請が集中し、手続きに時間がかかる場合があります。

▼①②いずれも、世帯全員が、住民税が課税されているほかの親族などの扶養を受けている場合は対象となりません

▼詳しくは市ホームページまたは問い合わせください

住民税非課税相当収入(所得)限度額		
扶養している親族の状況	年間収入限度額	年間所得限度額
単身または扶養親族がいない場合	930,000円	380,000円
配偶者・扶養親族(1人)を扶養している場合	1,378,000円	828,000円
配偶者・扶養親族(計2人)を扶養している場合	1,680,000円	1,108,000円
配偶者・扶養親族(計3人)を扶養している場合	2,097,000円	1,388,000円
本人が障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	2,043,999円	1,350,000円

## 子育て世帯への臨時特別給付金を支給しています

問 子ども子育て課 子ども子育て係 (Tel64-1535)

市ホームページ



18歳までの子どもを養育している、所得が児童手当(特例給付を除く)の所得制限限度額未満の人に、子ども1人あたり10万円を現金で支給しています。申請が不要な人には昨年の12月27日に指定口座に振り込みしました。申請が必要な人は、3月31日までに必ず申請ください。

■支給対象  
 ①令和3年9月分の児童手当受給者②高校生世代(平成15年4月2日〜平成18年4月1日生まれ)を養育する人③令和4年3月31日までに生まれる新生児の保護者

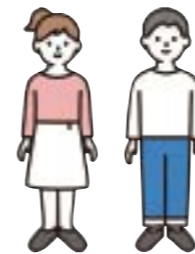
■申請方法  
 ①は申請不要(振り込み済)  
 ②③と公務員世帯は申請が必要

申請が必要な場合  
 申請が必要な人のうち、市が把握している世帯には12月末、下記の緑色の封筒で申請書を郵送しました。申請書が届いていない場合は子ども子育て課に連絡して、申請書を取り寄せてください。

昨年10月1日以降に当市に転入した人は、9月30日時点で住民票があった市町村に問い合わせください。



送付された封筒には「給付金のお知らせ」と記載されています



■申請期限 3月31日(木)

■支給時期  
 ▼①は12月27日に9月分児童手当支給口座に振り込み済  
 ▼②③と公務員世帯は振込日を郵送でお知らせします

※記入誤りなどにより申請された口座に振り込み出来なかった場合、給付金の支給が取り消される場合があります。

## 離婚などにより「子育て世帯への臨時特別給付金」を受け取っていない人へ



市ホームページ

令和3年8月31日(高校生などを養育している場合は9月30日)より後の離婚など(協議中を含む)によって、2月28日時点で対象児童を養育しているものの、給付金を受け取っていない人に、「支援給付金」を支給します。

※前養育者から給付金の全部を受け取っている場合などは対象外です。

■支給対象  
 ①②③のいずれかに該当し、給付金(全部)を受け取っていない人

①令和3年9月分の児童手当の受給者ではなかったが、離婚などにより、令和4年3月分の児童手当の受給者になった

②令和3年9月30日において高校生などを養育していなかったが、離婚などにより、令和4年2月28日時点で高校生などを養育している

③その他これらに準ずる(DV特例など)

令和3年8月31日(高校生などを養育している場合は9月30日)より後の離婚など(協議中を含む)によって、2月28日時点で対象児童を養育しているものの、給付金を受け取っていない人に、「支援給付金」を支給します。

※前養育者から給付金の全部を受け取っている場合などは対象外です。

■支給対象  
 ①高校生のみを養育している場合は次の書類も必要です  
 ▼令和4年2月28日までに離婚または離婚協議中という状態が分かる書類

▼令和3年度所得課税証明書(令和3年1月1日時点で、市に住民登録している人は不要)

▼対象児童の住民票(申請時点で住民登録されている場合は不要)

■申請期限 3月31日(木)

※詳しくは市ホームページまたは問い合わせください。



## 大切ないのちを守るために ～3月は「自殺対策強化月間」です～

問 福祉事務所 福祉総務・障がい福祉係 (Tel.64-1518)

自殺は、誰にでも起こり得る身近な問題で、さまざまな悩みで心理的に追い込まれることが原因です。みんなで支えあい、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を目指しましょう。

大切ないのちを守るために  
▼病気や家族のこと、職場環境など、さまざまな悩みから心理的に追い込まれてしまうことは誰にでも起こり得ることです

▼悩んでいる人に気づいたら「眠れている？」「元気がないけど何かあったの？」など、心配している気持ちを伝え、ゆっくり話を聴いてください

▼悩みを話してくれたら、専門家や相談窓口にご相談するように促してみましよう

■1人で悩まず相談してみませんか  
ストレスや悩みなどが重なったときは、身近な人に話を聞いてもらい、張り詰めたこころを緩めてみましょう。周囲の人に相談ができない

「こころの悩みに関する相談窓口」

■ふくおか自殺予防ホットライン  
Tel.092・592・0783  
(24時間365日対応)

Tel.0120・020・767  
(月～金曜 午後4時～翌午前9時、土・日・祝日 24時間)

この2週間、続けていると思う項目にチェックをつけてみましょう。

■このころの自己チェックをしてみよう

① 毎日の生活に充実感がない  
② これまで楽しんでいたことが楽しめなくなった  
③ 以前は楽にできていたことが、今はおっくうに感じられる  
④ 自分が役立つ人間とは思えない  
⑤ わけもなく疲れたような感じがする  
⑥ 不眠が続く、生活に支障がある  
⑦ 気分がひどく落ち込んで、自殺について考えることがある

チェックの数が次に当てはまる場合は、かかりつけ医や相談窓口にご相談しましょう。

①～⑤のうち2項目以上に該当し、毎日の生活に支障がある場合  
⑥または⑦に該当する場合

■このころの健康相談（福岡県南筑後保健福祉環境事務所）  
Tel.72・2176  
(月曜～金曜、祝日除く。午前8時30分～午後5時15分)

## 日曜に市役所本庁の一部を開庁します

(3月20日、27日、4月3日の午前8時30分～正午)

受付業務	業務内容	問い合わせ
住民票・戸籍など 戸籍届(婚姻、離婚、出生、死亡など)は、本庁の当直室でお預かりします。	▶ 転入・転出・転居の住民異動届の受け付け ※ 国外転入は受け付けできない場合があります。 ▶ 住民票の写しの交付 ※ 広域交付(みやま市以外に住居登録をしている人の住民票の写しの交付)はできません。 ▶ 戸籍に関する証明書の交付 ▶ マイナンバーカードの申請補助・交付および更新 ▶ 印鑑登録、印鑑登録証明書の交付	市民課 住民係 (Tel.64-1513)
国民健康保険・国民年金	▶ 国民健康保険被保険者の転入・転出・転居の受け付け ▶ 国民年金受給者の住所変更届の受け付け	健康づくり課 国保年金係 (Tel.64-1529)
公費医療・後期高齢者医療など	▶ 公費医療(ひとり親・子ども・障がい者・未熟児養育)受給者の転入・転出・転居の受け付け ▶ 後期高齢者医療被保険者の転入・転出・転居の受け付け ▶ はり・きゆう・あん摩等施術券の発行 ※ 令和4年度分の施術券は3月30日(水)から発行します。	健康づくり課 医療係 (Tel.64-1527)
税の証明	▶ 所得証明書・納税証明書の交付 ▶ 原動機付自転車などの登録、廃車の受け付け ▶ 固定資産評価・公課証明書の交付	税務課 市民税係 (Tel.64-1511) 税務課 資産税係 (Tel.64-1536)
障がい福祉	▶ 障がい福祉サービス	福祉事務所 福祉総務・障がい福祉係 (Tel.64-1530)
児童手当・保育所など	▶ 児童手当の受け付け ▶ 保育所の入・退所の受け付け ▶ 児童扶養手当、特別児童扶養手当の受け付け	子ども子育て課 子ども子育て係 (Tel.64-1535)

※ 転入・転出手続きなどと同時に戸籍届を提出される場合は、平日開庁時間に事前に住民係へ連絡ください。  
※ 本庁舎正面出入口からお入りください。  
※ 他市町村や関係機関に確認が必要な場合など、手続きを行えないことがあります。事前に問い合わせ先に確認ください。

## 国民年金付加保険料の納付のご案内

問 大牟田年金事務所 (Tel.52-5294)、健康づくり課 国保年金係 (Tel.64-1529)

第1号被保険者と任意加入被保険者(65歳未満の人)は、付加保険料を上乗せして納めることで、受給する年金額を増やすことができます。

■ 付加保険料の月額 400円

■ 付加年金額  
付加年金額(月額)は「200円×付加保険料納付月数」で計算します。2年以上受給すると、支払った付加保険料以上の年金を受給することができます。

20歳から60歳まで40年間付加保険料を納めた場合、200円×480月(40年)＝96,000円(月額)が付加年金額として老齢基礎年金に上乗せされます。

※ 毎月の定額保険料を40年間納めた場合の老齢基礎年金 781,700円(令和3年度時点)  
※ 付加年金は定額です。

■ 手続き場所  
▽ 市役所本庁 健康づくり課 国保年金係  
▽ 山川・高田各支所 市民サービス係  
▽ 大牟田年金事務所

■ 注意点

① 付加保険料の納付は、申出月からの開始となります

② 付加保険料の納期限は、翌月末日です

③ 納期限を経過した場合でも、期限から2年間は納めることができます

④ 付加保険料の納付をやめる場合は、付加保険料納付辞退申出書の提出が必要です

⑤ 国民年金基金加入者や免除該当者は、付加保険料を納めることはできません

## 軽自動車などの廃車手続き・名義変更はお早めに

問 税務課 市民税係 (Tel.64-1511)

軽自動車や原動機付自転車(125cc以下)、農耕用作業車などの軽自動車税(種別割)は、4月1日現在登録の車両所有者に課税します。廃車や譲渡した場合は、早めの手続きをお願いします。

■ 廃車手続き  
車両のナンバープレートを、本庁税務課市民税係または各支所市民サービス係に返却してください。

▼ ナンバープレートを紛失した場合は、本庁税務課のみでの廃車手続きとなります。印鑑を持参ください

▼ 他市町村登録の車両の廃車手続きは、本庁税務課のみで可能です。来庁時には所有者住所・氏名、車名、車台番号などを確認のうえ、ナンバープレートを持参ください

■ 譲渡(名義変更)手続き  
ナンバープレートを返却後、新所有者での登録となります。前所有者からの譲渡証明書を持参ください

▼ 手続きの際は、来庁する人の本人確認ができる書類(免許証、保険証など)を持参ください

【125ccを超えるバイクに関して】  
▼ 九州運輸局福岡運輸支局 久留米自動車検査登録事務所 (Tel.050・5540・2081)  
【軽自動車に関して】  
▼ 軽自動車検査協会 福岡主管事務所 久留米支所 (Tel.050・3816・1752)





岡市消防本部 予防課  
予防係 (Tel. 62-5125)

2021年度 全国統一防火標語

「おうち時間 家族で点検 火の始末」

3月1日(火)から3月7日(月)は  
「春季火災予防運動一週間」です

3月1日(火)午前7時と午後7時の2回、  
火災予防意識喚起のためサイレンを鳴らしま  
す。火災と間違われぬようにお願いします。  
また、4月1日から火災発生時のサイレン  
は、建物火災のみサイレンを鳴らすよう変更  
します。

火災情報メールにご登録ください  
事前登録された人に、火災発生情報をお知  
らせします。URLまたはQRコードから登録  
ください。

火災情報メール登録サイト  
http://www.center-chikugo119.jp/fire/  
saigai/pb/mobile/pb.html



※メールのやりとりが発生します。次の2点  
を事前に確認してください。  
▼saigai@center-chikugo119.jpを受信でき  
るかも

▼URL付メールを受信できるかも

火災情報音声案内

(Tel. 0180-999-369)



コミュニティ無線の火災広報内容  
は、電話でも聞くことができます。  
電話番号 063-6355



けいこうかん  
ガソリン携行缶を正しく使いましょう

ガソリンを携行缶などの容器に詰め替えて販売する場合は、購入者の本人確認、  
使用目的を確認することなどが義務付けられています。ガソリンは、引火性が高い  
危険物です。ガソリン携行缶を使用する際は、次の6つのポイントに十分注意して、  
安全で正しい取り扱いを心がけましょう。



市ホームページ

危険性について

ガソリンは気温が-40度でも気化し、  
離れていても小さな火源で引火し爆発的  
に燃焼する物質です。

容器について

灯油用ポリエチレン  
缶にガソリンを入れる  
ことは非常に危険です。



購入について

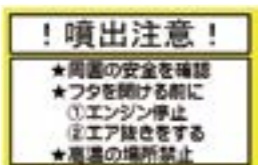
セルフスタンドでは利用者が自らガソ  
リンを容器に入れることはできません。

保管について

ガソリンを容器に入れて、長期間、また  
は不必要に保管することは控えましょう。

噴出事故防止について

ガソリン噴出は事  
故につながります。  
取り扱いには十分注  
意してください。



取り扱いについて

携行缶を使用するときは、取扱説明書を  
よく読み適正な取り扱いをしてください。

乳幼児健診など母子保健行事の日程(令和4年度)

問 子ども子育て課 子育て世代包括支援センター係 (Tel.64-1520)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
4か月児健診	7日(木) R3.11月生	12日(木) R3.12月生	2日(木) R4.1月生	7日(木) R4.2月生	4日(木) R4.3月生	7日(水) R4.4月生	6日(木) R4.5月生	10日(木) R4.6月生	1日(木) R4.7月生	12日(木) R4.8月生	2日(木) R4.9月生	1日(水) R4.10月生
10か月児健診	13日(水) R3.5月生	13日(金) R3.6月生	8日(水) R3.7月生	8日(金) R3.8月生	12日(金) R3.9月生	9日(金) R3.10月生	12日(水) R3.11月生	11日(金) R3.12月生	7日(水) R4.1月生	13日(金) R4.2月生	10日(金) R4.3月生	10日(金) R4.4月生
1歳6か月児健診	21日(木) R2.9月生	19日(木) R2.10月生	16日(木) R2.11月生	14日(木) R2.12月生	18日(木) R3.1月生	15日(木) R3.2月生	20日(木) R3.3月生	17日(木) R3.4月生	15日(木) R3.5月生	19日(木) R3.6月生	9日(木) R3.7月生	16日(木) R3.8月生
3歳児健診	28日(木) H31.3月生	26日(木) H31.4月生	23日(木) R1.5月生	21日(木) R1.6月生	25日(木) R1.7月生	22日(木) R1.8月生	27日(木) R1.9月生	24日(木) R1.10月生	22日(木) R1.11月生	26日(木) R1.12月生	16日(木) R2.1月生	23日(木) R2.2月生
発達相談	28日(木)	26日(木)	23日(木)	21日(木)	25日(木)	22日(木)	27日(木)	24日(木)	22日(木)	26日(木)	16日(木)	23日(木)
親子教室	19日(火)	17日(火)	7日(火) 21日(火)	5日(火) 19日(火)	2日(火) 23日(火)	6日(火) 20日(火)	4日(火) 18日(火)	1日(火) 15日(火)	6日(火) 20日(火)	17日(火)	7日(火) 21日(火)	7日(火)
離乳食教室	-	18日(水)	-	20日(水)	-	14日(水)	-	16日(水)	-	18日(水)	-	15日(水)
母子健康手帳交付	12日(火) 27日(水)	11日(水) 25日(水)	9日(木) 22日(水)	13日(水) 27日(水)	10日(水) 24日(水)	14日(水) 28日(水)	11日(火) 26日(水)	9日(水) 22日(火)	14日(水) 28日(水)	11日(水) 25日(水)	8日(水) 22日(水)	8日(水) 22日(水)

乳幼児健診 (4か月児健診、10か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診)

身体測定、内科・歯科診察や栄養・歯科・発育など育  
児に関する相談を行います。  
※対象者には、個別に案内を送付します。  
■場所 あたご苑 ■受付時間 午後1時～1時30分

発達相談【予約制】事前に電話などでの予約が必要で  
ことばや発達が気になるお子さんと、言語聴覚士・臨床  
心理士による個別面談を行います。  
■場所 あたご苑 ■時間 午前9時～正午

親子教室【予約制】事前に電話などでの予約が必要で  
親子で集団遊びができる教室です。発達など気になること  
の相談もできます。  
■場所 あたご苑 ■時間 午前10時～11時30分  
■定員 8組

離乳食教室【予約制】事前に電話などでの予約が必要で

■場所 あたご苑 ■時間 午前10時～正午  
■定員 10人  
■持ってくるもの 筆記具、お子さんの持ちものなど  
■その他 託児あり

母子健康手帳交付

■交付場所 みやま市役所 (本庁2階子ども子育て課)  
※別日に受け取りを希望される場合は子ども子育て課へ事前  
に連絡ください。  
■受付時間 午前10時15分～10時30分  
■対象 みやま市に住民登録がある妊婦  
■持ってくるもの 妊娠届出書、マイナンバーカードまたは通  
知カードと顔写真付の身分証明書 (運転免許証、パスポート  
など)

バスに乗ろう! ～公共交通を維持するために～

問 企画振興課 地方創生係 (Tel.64-1550)



堀川バス  
時刻表



くすっぴー号  
時刻表

バスは日常生活に必要  
な交通手段であり、特に  
自家用車による移動が困  
難な人にとっては、大切な  
交通手段です。しかし、コロ  
ナ禍による外出の減少な  
どによって、全国的にバスの  
利用者が減少しています。  
市内では、コミュニティバス  
「くすっぴー号」とみやま  
市と柳川市を結ぶ「堀川  
バス」が運行しています。バ  
スの運行を維持するため、  
バスを利用し、地域の大切  
な公共交通を守りましょ  
う。バスに乗る際は、マスク  
の着用など、感染予防に  
ご協力をお願いします。  
【くすっぴー号】  
■運賃 一般100円(高  
齢者・障がい者・小学生 50  
円、未就学児童 無料)  
【堀川バス】  
JR瀬高駅から西鉄柳川  
駅を経由し、かんぼの宿  
川までをつないでいます。  
・JR瀬高駅⇄西鉄柳川駅  
(約20分・運賃390円)  
・JR瀬高駅⇄かんぼの宿  
(約35分・運賃530円)